

各医療機関の長 様

埼玉県保健医療部疾病対策課長
番場 宏 (公印省略)

指定難病等医療受給者証の有効期間の読替による自動延長について (通知)

指定難病医療の適切な実施につきましては、日頃格別の御協力厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、指定難病等医療受給者証の有効期間が延長されます。そのため、指定難病等医療受給者証の更新手続きに伴う臨床調査個人票の作成は不要となります。

また、原則、受給者が現在持っている受給者証に記載の有効期間を下記のとおり延長後のものに読替えて使用しますので、御対応いただくようお願いいたします。

つきましては、貴下職員への周知をお願いするとともに、適切な御対応をお願いいたします。

なお、別添のとおり受給者宛通知しておりますので併せて御確認をお願いいたします。

記

1 指定難病等医療受給者証の有効期間について

制度ごとの延長期間は以下のとおりです。

対象制度又は事業	延長期間	有効期間の延長例	
		有効期間満了日 (延長前)	有効期間満了日 (延長後)
指定難病医療給付制度 (公費負担者番号 : 54116017 又は 54116025)	1 年	令和 <u>2</u> 年 9 月 30 日	令和 <u>3</u> 年 9 月 30 日
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 (公費負担者番号 : 51117018)		令和 <u>2</u> 年 3 月 31 日	令和 <u>3</u> 年 3 月 31 日
特定疾患治療研究事業 (スモン、プリオン病) (公費負担者番号 : 51116010)		令和 <u>2</u> 年 9 月 30 日	令和 <u>3</u> 年 9 月 30 日
〃 (劇症肝炎、重症急性膵炎) (公費負担者番号 : 51116010)	<u>6 か月</u>	令和 2 年 6 月 30 日	令和 2 年 12 月 31 日
県単独指定難病医療給付制度 (公費負担者番号 : 88110374)	1 年	令和 <u>2</u> 年 9 月 30 日	令和 <u>3</u> 年 9 月 30 日

※上記例の期間の他に、令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までに有効期間が満了する受給者証をお持ちの方も延長対象となります。延長期間は上記該当期間です。

なお、受給者証の記載内容に変更が生じ、変更申請された方には、延長後の有効期間が記載された受給者証を発行する場合があります。

2 延長対象外となる新規受給者の取扱いについて

令和2年5月1日から6月30日の間に新規申請を行い認定となった場合は、特例的に申請日から令和3年7月31日まで有効な受給者証を交付しますので読替えていただく必要はありません。

3 お問い合わせ先について

本通知や有効期間の延長の対応について御不明な点等は下記連絡先までお問合せください。また、受給者が持参した受給者証等に疑義が生じた際には、受給者本人ではなく直接医療機関からご連絡いただくようお願いいたします。

○埼玉県保健医療部疾病対策課 指定難病対策担当

電 話 048-830-3562

F A X 048-830-4809

開庁時間 平日 午前8時30分から午後5時15分

今後の状況は随時、県ホームページ※でお知らせいたします。お手数ですが、御確認いただきますようお願いいたします。

※「埼玉県 指定難病」で検索をお願いします。

【本通知送付者】

疾病対策課指定難病対策担当

電 話 048-830-3562

F A X 048-830-4809

別添

重要

疾第332-1号
令和2年6月5日

指定難病医療受給者様

埼玉県保健医療部疾病対策課長
番場 宏 (公印省略)

指定難病医療受給者証の有効期間の延長について (通知)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、現在お持ちの指定難病医療受給者証の有効期間が1年間延長されることとなりましたので、お知らせします。

詳細につきましては、裏面を御確認ください。

担 当 疾病対策課指定難病対策担当
電 話 048-830-3562
F A X 048-830-4809

指定難病医療受給者証の有効期間の延長について

- 指定難病医療受給者証の有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に満了する方については**1年間自動で延長**されます。
(例) 有効期限が令和2年9月30日の方の場合
⇒ 令和3年9月30日まで有効期限が延長されます。
- 現在お持ちの指定難病医療受給者証は、**令和2年10月1日以降も引き続き御使用いただけます**。(延長に当たり、**臨床調査個人票等の提出は不要**です。)
- 9月頃に自己負担上限月額管理票をお送りします。
- 指定難病医療受給者証に記載されている事項に変更が生じた場合(平成30年から令和元年にかけて所得が大きく減少した場合など)には、随時保健所で手続きを受け付けています(郵送による手続きも可能です)。
- 変更手続きに必要な書類や今後の状況などは、
県のホームページでお知らせしています。

埼玉県 指定難病 🔍



問い合わせ先

埼玉県保健医療部疾病対策課 指定難病対策担当

電話 048-830-3562

FAX 048-830-4809

開庁時間 平日 午前8時30分から午後5時15分

埼玉県難病相談支援センター

《委託：一般社団法人 埼玉県障害難病団体協議会》

電話 048-831-8005 (期間限定 令和2年9月末まで)

電話 048-834-6674

開所時間 平日 午前10時から午後4時

※ 保健所における新型コロナウイルス相談体制強化のため、本件についての問い合わせは、**疾病対策課指定難病対策担当**または**埼玉県難病相談支援センター**までお願いします。



埼玉県のマスコット
コ/トシ